

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 3月 4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の淡水側漏えい検査において、漏えいチューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓を施工	D	
2	1号機	タービン建屋東側屋外（ストームドレン処理建屋の西側壁面付近）の地面に陥没（縦：約25cm×横：約40cm×深さ：約40cm）が認められたため、当該部を点検・整備	D	
3	1号機	中央操作室設置の構内火災報知監視システム用パソコンに動作不良（起動不可）が認められたため、当該パソコンを点検・修理	D	
4	1号機	プロセス計算機設備の警報記録用プリンタ装置にエラーメッセージの表示と共に、印字動作が停止する事象が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
5	2号機	復水脱塩装置出口溶存水素の濃度記録計に指示値不良が認められたため、当該濃度計を点検・調整	D	
6	2号機	復水脱塩装置脱塩塔（6）の復水入口電動弁又は復水出口電動弁にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用電動機の点検において、固定子巻線用楔に軽度な緩みの可能性のある楔（全869本中、39本）が認められたため、当該箇所を補修	D	
8	3号機	タービン建屋換気空調系高圧復水ポンプエリア用局所空調機（3台）の点検において、給気側金網の型枠押さえボルトに腐食及び折損が認められたため、当該ボルトを全数交換	D	
9	3号機	タービン建屋排水ファンネルの点検において、ファンネルの詰まり気味（3箇所）及びファンネル名称の誤記（5箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・清掃及び誤記の修正	D	
10	3号機	廃棄物地下貯蔵設備換気空調系の給気暖房用電気ヒーターに断線が認められたため、当該ヒーターを点検・修理	D	
11	3号機	廃棄物処理建屋制御室換気空調系の空調機用フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
12	4号機	連続ダスト放射線モニタの自動モードによる測定中、チャンネルー1（廃棄物処理建屋制御室）用検出器の不具合により、放射能の値が高くなったことを示す警報の誤発生が認められたため、当該検出器を交換	D	
13	6号機	運転日誌の電子化業務委託における過去分の紙データ点検作業において、平成18年1月22日の運転日誌（2）に原子炉主任技術者の記録確認印の捺印漏れが認められたため、対応検討	C	
14	6号機	気体廃棄物処理系プロセス放射線モニタ（減衰管出口）用試料採取装置に動作不良が認められたため、当該試料採取装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで